

平成18年 第2回定例会 一般質問

○議長 本田 哲也君

午前中に引き続き一般質問を行います。まず、2番、岡議員の一般質問を許します。2番、岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

2番、岡夏子、一般質問を行います。なお、本日3項目の質問に関しまして、資料の提出をさせていただきますいております。お手元の資料をご参照ください。

まず最初に、芦屋町図書館についてお尋ねいたします。

1番目に2004年度県内公立図書館の利用者状況調査結果によりますと、芦屋町図書館の登録者数は芦屋町の全人口の15.8%、郡内の平均は60%、これは郡内の平均ですので、芦屋町も当然入った平均の数値でございます。蔵書数、図書館にあります本の数でございますが、それは4万2,000冊、同平均7万6,000冊。そして、1人当たりの予算額としまして、芦屋町では148円、郡内の平均ですと429円というデータが出ております。また、館外利用について、郡内ほか3町の図書館に登録する我が芦屋町民は多いのですが、逆に他町の、3町からの登録者は極端に少ない数字が出ております。この格差をどのように認識しておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

2番目に、町図書館と学校及び学校間の連携はどうなっているのか、お尋ねいたします。

3番目としまして、地域コミュニティーや情報発信、また学習の場としての図書館機能を高め、利用を進めるためには、町民の意識やニーズ調査は欠かせないものと考えます。執行部の見解と今後の具体的な取り組みをお尋ねいたします。

大きな2番目としまして、特別職の期末手当について。

1、町四役と議員の期末手当について、年間3.3カ月分のほかに40%加算されていますが、この根拠は何でしょうか、お尋ねいたします。

2、県内や郡内と比べても突出しており、お手盛りというような住民の多くの批判を受けております。町財政がいよいよ厳しい中、住民サービスも後退しています。即刻廃止すべきと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。

3番目に、交際費について。

1、交際費は本来、町における公益上の渉外費用であります。町の職員に係る弔事費について、前回、2003年6月議会でお尋ねしました件について、町長は今後検討しますと答弁されましたが、その後、検討されたのでしょうか、お尋ねいたします。

2、弔事費とは別に弔慰金の支出基準について、町四役は一律20万円、前議員に関しましては、1期経験の遺族に対して10万円、2期15万円、3期については20万円、4期25万円、

5期以上は30万と、上限が30万になっております。これについて、交際費の目的からは外れており、到底町民には理解が得られないと思うところです。支出する根拠は何か、お尋ねいたします。

3、郡内では、岡垣町と水巻町が町長と議長の交際費をホームページで公開しています。公正で透明な町政実現のためにも当町でも公開すべきであると考えます。町長にこのことについて見解をお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長 本田 哲也君

執行部の答弁を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長 内海 猛年君

それでは、第1問目の芦屋町図書館についてということで、要旨1の、2004年度県内公立図書館の利用状況調査の事柄につきましては、各町と芦屋町が比較した状況が示されております。これにつきましてお答えいたします。

この調査表は平成17年3月末の状況を示されたものであります。まず、登録者の関係でございますが、これは町の図書館で図書の館外貸し出しを受けられる方につきましては、町の図書館の方に申請をしていただき、図書利用券を交付いたしております。この図書利用券の交付を受けられた方が登録者ということになりますけれども、この登録者の数を見ますと、芦屋町の図書館では2,617人、15.8%、水巻町図書館が2万5,532人、80.3%、岡垣サンリーアイ図書館が2万660人の64.8%、遠賀町図書館が1万4,500人の73.3%と、こうお示しのように郡内平均が60%となっております。

まず、ここに、この表に示されてますパーセンテージでございますけど、この人口比率は、平成14年度から開始されました広域利用といえますか、町外者の方も利用できるということになりまして、この町外者の登録者の数も含まれております。特に遠賀町では平成13年、水巻町では平成12年に新しく図書館が開館いたしておりますので、そういうような部分が若干増えているような状況でございます。

芦屋町のこの状況を見ますと、町内登録者が2,401人ということで、人口の14.4%、これを郡内になおしますと、郡内の平均は約47%となっております。この要因が何かということでございますけれども、郡内3町では、AV資料といえますか、CD、DVD、ビデオテープ等の貸し出しを行っております。この貸し出しの方が非常に多くて、こういうような方々も登録をされてるような状況で、若干他町は多い部分がございます。

それとあわせまして、学校での総合学習の折に、子どもたちが図書館に来られまして、図書を借りて行かれるわけですが、そのときに各町は子どもたち一人一人が登録をいたしております。

す。芦屋町の場合は、この登録は現在いたしておりませんで、希望者のみということで、総合学習の中で子どもたちが借りる場合には担任の先生の方に団体利用券というものを発行いたしまして、この団体利用券の中で一括して図書の貸し出しをいたしております。このような関係上、他町の方が登録率が多いというような状況になっております。

しかしながら、他町に比べますと芦屋町が大変少ないという状況は、これは否めません。それで、我々といたしましても、登録者を増やすということで、ブックスタート、4カ月児検診にお母さん、子どもたちを対象に、本のおもしろさというようないろんな資料を、そろえた資料、製品を配っております。この折に保護者の方に加入を促進したり、また、ほほえみホールの方で登録のご案内パンフレットを置きまして、加入促進に努めているところでございます。平成17年度末では現在2,954人、17.9%、18年5月末では3,028人、18.4%と、年間約300人程度増えているような状況でございます。

次に、蔵書につきましては、芦屋町では、ここに示されてますように4万2,000冊ということで、郡内の平均7万6,000冊よりも下回っております。これは、蔵書が可能な数ということになります。どうしても図書館の規模によりまして、なかなか芦屋町ではこの平均に近づけることは不可能と思っております。芦屋町では約4万7,000冊ぐらいが限度ではないかと考えております。現在17年度末の蔵書数は4万3,147冊ということで、16年度よりも若干伸びております。

また、人口1人当たりの蔵書数といいますか、1人当たりの数につきましては、遠賀町が1人当たり4冊、水巻町が3.4冊、芦屋町が2.6冊、岡垣町が2.4冊ということで、これにつきましては県内の3番目の数値になっております。

それから、図書の購入予算でございますが、芦屋町では148円、郡内平均が429円ということで、大変少ないというような感じを受けます。芦屋町では毎年200万円程度の図書購入費を予算計上しておりますし、現在財政が大変厳しい中で増額はちょっと厳しいのかなという考えを持っております。我々といたしましては、郡内より少ない予算でございますけれども、住民のアンケート調査を行いまして、利用者の要望を取り入れた中で図書の購入を図っていきたいと思っております。

ちなみに、18年度は子どもたちの読書活動を推進するという事の中で、この200万円に50万円を上乗せいたしまして、250万円の予算を組んでいるところでございます。

次に、館外利用者の件についてですが、これは従来、各図書館は市町村または町内者のみという限定をいたしておりました。これが先ほど申し上げましたように、平成14年度に福岡県北東部地方拠点都市整備促進事業というものが開始されまして、町外者でも利用できるということになっております。芦屋町民もこの制度を利用いたしまして、他の図書館から借りてるような状況

でございますが、ただ、他町から芦屋町に登録されてる方は261人、また、芦屋町民が郡内3町に登録された方は約1,000人程度となっております。これにつきましても、やはり利便性、図書館の規模というようなものが若干影響してるんじゃないかという気がしております。

要旨2点目の、町図書館と学校及び学校間の連携はどうなっているかというご質問でございますが、町図書館と学校との連携につきましては、平成17年度に小中学校図書推進協議会を発足いたしまして、町図書館の図書司書と学校図書室職員との話し合いを定例化して持っているところでございます。その中では、情報交換や生徒児童にどのような図書がよいのか、いろいろな協議を行っておりますし、また、4月23日が子ども読書の日ということで定められております。それと、10月27日から11月9日までの間が読書週間ということになっております。このような期間における催し物をお互い連携して行おうということで今後やっていくようにいたしております。

ちなみに、昨年度は読書感想画と読書感想文を学校または図書館で連携して募集いたしました。そして、図書館の前のロビーの方に掲示いたしまして、来館者の方々にごらんいただいております。

また、中学校の職場体験や小学校が資料の検索などを習得するために、授業に組み込まれている図書館訪問をクラス、学級単位で受けいれておりますし、学校で行っております朝の10分間読書用の図書を貸し出ししているような状況でございます。学校関係につきましては、学務課長の方からお答えいたします。

○議長 本田 哲也君

学務課長。

○学務課長 北村 敬君

それでは、要旨2の、図書館活動の学校間の連携はどのようになっておるのかということについてお答えいたします。

先ほど社会教育課長が触れましたが、重複する部分もあろうかと思いますが、小中学校読書推進協議会、この会を昨年、17年度立ち上げまして、この構成のメンバーにつきましては、学校図書館法第5条に規定しております、司書教諭を各小中学校に1名配置しております。この先生方が4名、それから町図書館の図書司書1名、それから芦屋中学校の教頭先生、芦屋小学校の教頭先生、2名リーダーとしてこの協議会に参画していただいております。この中で、学校及び図書館の新規購入図書の際の情報交換、それから、学校の図書室の購入予算が限られておりますので、町図書館に対する図書の購入要望等々の協議、それから、読書意欲の向上、充実のための取り組みについて企画立案の役割をこの2人の教頭先生に担っていただいております。

す。

それから、一例といたしまして、従来から総合的な学習の時間を活用いたしまして、学校の職場体験の中で、中学生が幼稚園、私立幼稚園に出向いていきまして、本の読み聞かせ活動を行っておりますが、この協議会の中で企画しまして、今年度は中学生が小学校の低学年学級に出向きまして、読み聞かせを行うことも企画をしているところでございます。

以上のように、学校間及び町図書館職員と連携を密に図って、読書活動推進の充実に努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

社会教育課長。

○社会教育課長 内海 猛年君

それでは、要旨3点目の、コミュニティーや情報発信、学習の場としての図書館機能を高め、利用を進めるためには町民の意識調査やニーズ調査は欠かせないものと、執行部の見解と今後の具体的な取り組みというご質問でございます。

このコミュニティーの部分につきましては、図書館は中央公民館の2階に位置いたしております。この中央公民館そのものが、現在、お年寄りが囲碁をしたり、将棋をしたり、また、子供たちが学び合いで訪れたり、いろんな形でコミュニティーを図っているところでございます。

また、情報発信といたしましては、毎月1日発行の広報あしやにおきまして、図書館通信という欄を設けまして、図書情報が発信されております。また、あわせまして、町のホームページの方にも掲載し、図書館活動の内容や新着本案内などを行い、町民の方々に情報提供を行っているところであります。

また、図書館にお越しのお客様からはアンケート調査をお願いいたしまして、ご希望やご意見を、新刊図書を買うときの参考にしたり、また、いろいろ意見等は集約しながら図書館運営に活用していくようにいたしております。

今後とも関係機関、特に学校、それから健康対策課、病院などと連携を図りながら、幼児からお年寄りまですべての町民が自由に気軽に楽しく利用できる図書館として、利用方法を考慮しながらサービスの迅速化に努め、利用者の拡大を図るために積極的な貸し出しを行い、利用者の資料請求や希望図書購入、読書相談などに応ずるような体制を今後とも整えていくようにいたしております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

それでは、2点目の特別職の期末手当並びに3点目の1項目めの交際費、これ町長ということでございましたけれども、一応私の方から最初にお話しさせていただきます。

まず、特別職の期末手当の加算の件でございます。町四役と議員の皆様方の期末手当の加算についてでございますが、これにつきましては、根拠ということでございますので、昭和47年12月議会におきまして、その当時20%の加算率が可決されております。この根拠といたしましては、当時国及び県においても支給しておりまして、一般職の勤勉手当に見合うものでございまして、一般職とのバランスをとる意味で加算率が設定されております。

次に、平成2年に一般職の期末勤勉手当による役職の加算率の措置が人事院により創設されております。本町におきましては、課長職が15%でございます。これに伴いまして、四役及び議員につきましても同様の措置として20%の加算率を加え、現在40%ということでございます。したがって、根拠としては、そういう状況で今支給しておるところでございます。

続きまして、2点目の町長の見解をお尋ねでございますが、県内や郡内との比較で突出しているのではないかとご指摘でございますので、まず、この点の事実関係と申しますか、状況を私の方から先に答弁させていただきたいというふうに思っております。

確かに加算率は、先ほど言いましたように40%でございます。ということで、県内でも高い水準ということでございますが、単に加算率だけの比較では単純に判断できない点が多々ございます。それぞれの報酬月額の違い、それから支給率、また地域手当等の支給や地域の生活格差等を、さまざまな要素を検証して判断することが必要ではなかろうかというふうに考えております。町長に一例をとりますと、確かに他の3町の町長さんにつきましては、加算率は20%でございます。が、報酬額をベースといたしました年収ということで考えていただきますと、芦屋町は郡内の最低の年収額ということでございます。これはもちろん昨年、今年に、四役につきましては、特例措置で減額をしておりますこともございますが、郡内では最低の水準でございます。

また、さらに、最近是非常に給与制度自体が大きく変化しております。したがって、今後につきましては、国及び近隣市町村の状況を勘案しながら、今の点につきましては検証してまいりたいというふうに考えております。

それから、交際費の1点目、これも町長の見解ということでございますが、これ町職員に占める弔事費ということでございます。これ03年の6月議会ということでございますが、これは02年、平成14年でございますが、郡内の基準を調査して、関係部署と協議して新たな基準を設けました。その設けた基準が03年4月、平成15年4月から改正しております。ということで、この時点での6月以降検討されたかということでございますが、その後は見直しは行っておりませんで、そのときの基準で今支出をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

重複するんですが、交際費の件、私の方からも答弁をさせていただきます。

確かに以前にもご指摘を受けまして、慶事の件、お祝い事については廃止をさせていただきました。仏事と申しますか、これを交際費で云々ということではありますが、ただ、こういう仏様事というのは予想ができません。いつ何時わかりませんから、他町の方もほとんど町長交際費の方でされています。

ちなみに、芦屋町の方は見直しをいたしまして、もう職員の方が不幸にして亡くなったときには3万円という形になっております。水巻町は1万円プラス生花ということになっております。ですから、結果として、今、最近生花も高くなりましたから、香典1万円をして生花2万円ぐらいたすれば、大体同じような金額になるかもしれません。それは生花、いろんな頼み方があるわけでありましょうけども、そういうことかなと思っております。岡垣町におきましては、2万円プラス生花ということになっております。遠賀町につきましては、5万円プラス生花というのが他町の例であります。

そういうことですから、芦屋町の職員が特別ほかの町と比べて突出して基準値が高いということではないんじゃないかというふうには考えております。

それと、2番目です、弔慰金の話が出ております。根拠というよりも、他町にも弔慰金があったらちゅうことでございますけれども、近々、岡垣町と遠賀町には弔慰金があったわけですが、最近見直しをしてゼロにしておるということでございますし、ご指摘のとおり、我々としては、私としては、ただし、これ議会のことを書いてありますが、議会のことを答弁する立場ではございませんので、議会のことは議会にゆだねたいというふうには考えてます。我々特別職の四役につきましては、即刻この弔慰金については見直しをしてゼロにすると、他町並みの基準にしたというふうに、基準というよりも、ゼロですからなくすということでございます。

3点目、ホームページの交際費の件であります、これも議長さん云々書いてありますが、議長のことについて私が答弁する立場ではありませんから、これも我々の執行部だけのことの答弁をさせていただきます。

かねてから、私、交際費どんどん公開してほしいということで、皆さん方恐らく見られていると思うし、これがホームページでされることについて何ら私支障ありませんので、ホームページでも当然、他町がしているからという意味ではなくして、もう公開するのが原則であろうから、当然そうすべきだというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

図書館について、2回目の質問を行います。

る学校図書館のことまで全部詳しく話をしていただいたので、わかりやすい部分ではありがたかったんですが、ただ、この中で、数値をあえて上げたのは、説明の中でどうしても芦屋町の図書館は規模、いわゆる広さですね、あのスペースが課題というか、問題ですので、蔵書も4万7,000冊が上限ではなかろうかと。その中で、今現在4万3,000冊ぐらいあるのが一番新しい情報ということをおっしゃいましたが、図書館に関しては、町民の方があの場所にあるということをごだけ知ってあるのかなあというのが日々気になってはいたところですが、このまずデータが、皆さんにもお配りしてますけど、どこから出てるかということでは、福岡県公共図書館など協議会というところが発行してるんですが、これ毎年出してるんですね。

それで、特にこの中で、先ほど説明、取り上げてなかったのが、ちょっと気になるところが、44ページにあります。この一覧表の中で、専任職員、いわゆる司書さんですね、図書館における専任職員は、芦屋町の場合は全くゼロですが、水巻図書館は3人、正職が2、臨時が1人ということですかね。そして、サンリーアイについては、正職が2、臨時が2、遠賀町は正職が4、そして臨時が2というふうに、図書館の現場における司書さんの、処遇も含めてでしようけれども、臨時的な職員がずうっとこの間対処してたということでもちょっと気にはなっておりますが、148円という1人当りの予算という数字は、やはり外部からでも、私ども見ても、この図書館が芦屋町にとってどういう位置づけなのかなというのが気になっております。確かに公民館の中の1室ですが、芦屋町の公立図書館ということで館長さんもいらっしゃいますし、そして、予算の中でも当然いろいろ予算が上げられまして、これはちなみに、国からの補助金というのは、芦屋町図書館に関していかほど出てるか、わかったら教えていただけませんか。今地方交付金の中に入ってるのではなかろうかと思いますが、補助金額がわかったら教えてください。

○議長 本田 哲也君

社会教育課長。

○社会教育課長 内海 猛年君

国からの補助ということですが、地方交付税の方についてわかりません。直接社会教育予算につきましての図書館の補助金については現在あっておりません。

以上です。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

先ほど学務課の課長さんもおっしゃいましたが、図書館と学校図書館の連携など、まして本の読み聞かせに関しては、学校の地域のボランティアの方々のいろんな積極的な協力によってかなり定着もしてきてますし、そして、子供たちのいろんなこう反応なり、効果なりが一定上がっているというふうには聞いております。私がきょう問題にしたかったのは、芦屋町の図書館がまずどういう図書館であるのかということでは、私もよく位置づけがわからなかったのでちょっと調べましたが、芦屋町図書館の管理運営に関する規則として、まず、芦屋町の図書館の事業としては、図書記録、視聴覚教育資料、その他必要な資料などを収集して、一般利用者に供すること。あと、目録を整備すること、当然図書館資料の分類配列を適切にすると、そのこともありますし、利用、相談利用ですね、図書館の利用について相談に応じること。その次に、ちょっと気になったのは、地区公民館、その他地域内の必要なところに分室または配本所を設けて、貸出文庫などの巡回を行うこととしてるんですね。これは一体どういうことかということと、これが実際どのように行われているのか、この点をまずちょっとお尋ねしたいんですが。地区公民館、その他の必要なところに分室、配本所を設けて、貸出文庫などの巡回を行うこととしておりますが、このことがどういうふうな現状にあるのか教えてください。

○議長 本田 哲也君

社会教育課長。

○社会教育課長 内海 猛年君

芦屋町図書館の管理運営に関する規則の第4条1項4号に、先ほど言われました、地区公民館、その他地域内の必要なところに分室または配本所を設けて、貸出文庫等の巡回を行うことという文言がございます。私の方に地区公民館の方から要望がございましたら、この貸出申請書というものを出示していただきまして、私の方から図書をそろえて、代表者の方々が受け取りにお見えになってお渡しするというシステムでございます。この情報そのものが各公民館の館長さんが知ってるかという問題になりますと、まだここは情報提供ということではない部分も若干あると思いますので、これは今後やっていきたいと思っております。

それで、これは現在この方法といたしまして、アンビシャス広場の方にも図書の貸し出し、それから先ほど申しあげました子どもたちの10分間の朝読書、このときにもやっておりますし、それから、中央病院の方にも毎月100冊程度貸し出しをいたしております。

また、ご指摘の地区公民館の方におかれましては、まだ貸し出した事例はございません。また、私の方に貸し出してほしいというちょっと要望もございませんでしたので、まだそういうふうな手続は行っておりません。もし地区公民館の方でそういうような方がおられましたら、私の方で

対応はしたいと思っております。

また、この情報につきましては、地区公民館連絡協議会等もございますので、これを契機に私の方で情報提供はいたしたいと思っております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

時間がないのでいろいろ質問することができなくなりましたが、先ほどから聞いてますと、当然、子どもの読書週間とか、学校における朝の読書とか、これ本当に全国的に、特に福岡県ではかなり高いレベルで続けられてることが伝えられておりますが、私は芦屋町民、それ以外の一般の町民に対して、町の図書館がどれだけ周知されてるか、場所も知らない、あるいは利用しにくいとかいうことも含めて、その利用してない方の声はどこで聞けるんだろうかと思ったとき、そういうすべがないように思います。

それで、先ほど図書館の位置づけと申し上げましたのは、図書館という、うちの芦屋の施設の場合、当然社会教育法の中における公民館の設置条例の中で図書館を公民館の中の1室に設けるとしてありますけれども、では、公民館設置条例の中に公民館の審議、いわゆる運営審議会あるいは運営協議会を設けるというふうにしてありまして、芦屋町の場合はそれがあのでしょうか。あるとしたら、その中で図書館の運営に関する協議がなされているのでしょうか。というのは、図書館運営協議会がありませんので、一般向けに対する周知、啓蒙、PRあるいはそのニーズを調べる機関なり、すべがないように思いますので、そのところをお尋ねいたします。

○議長 本田 哲也君

社会教育課長。

○社会教育課長 内海 猛年君

芦屋町には社会教育委員さんという方がおられます。この方が公民館運営委員さんを兼ねております。それで、この運営委員さんの方々には社会教育事業全般にわたりましていろいろ審議をしていただくような機関でございます。当然、図書館も社会教育事業の一環でございますので、私たちは当該年度の事業報告または翌年度の事業計画等も加味した中でこの審議の中に及んでいるわけでございます。また、特別に図書館だけを取り上げてということじゃなくて、社会教育事業全般にわたりましていろいろご意見を拝聴してるような状況でございます。現段階では、図書館の部分については、別段、意見といたしますか、そういうようなものは出た部分はありません。

以上です。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

最後の質問になりますが、じゃあ、最初に戻ります。このきょう出しましたこのデータは、先ほど来申し上げているように毎年出ております。2年遅れのデータということではありますが、じゃあ、これに対して、この利用者の数字あるいは芦屋町の財政あるいはあそこの場所のスペースの問題などで、この蔵書をふやすためのいろんな検討会なり、そういうことが行われているのでしょうか。いわゆるこのデータはデータとしてただ持っているだけで、これを分析したり、検討されたりしたことがありますか、お尋ねいたします。

○議長 本田 哲也君

社会教育課長。

○社会教育課長 内海 猛年君

当然このデータに出てますように、芦屋町は他町村から比べれば低い数値が示されております。これは我々としても危惧しているところでございますし、当然図書館の職員と交えまして、この低い数値をどうするかと、ただ、財政的なものにつきましては、先ほど申し上げましたように、今の財政状況では厳しいのかなと。ただ、登録者または蔵書数につきましては、できるだけことはやりたいと。

それで、現在ここにちょっと示されておりませんが、芦屋町は3万2,000冊現在ございます。それと、先ほど出ておりました館外利用者、要するに芦屋町の方がほかの市町村の図書館をどれだけ使ってるかというデータが出ております。それを見ますと、芦屋町だけでは3万2,000冊ですが、芦屋町の方がよその図書館で5万2,000冊ほど借りておられます。これはある面、芦屋町の蔵書が少ないということもありましようけども、いろいろな有効活用、要するに広域的な形での有効活用されてるということで、決して芦屋町の方々が読書をしてないという状況ではないと判断いたしております。

先ほど申し上げましたように、我々といたしましては、図書館運営を、地域住民が親しめるような形の中で、今後ともいろいろな形、活動等を計画して、また情報提供をしたりした中で地域住民の方々により多く利用していただくことを願っております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

最後に、教育長さんにお尋ねしたいと思ってましたが、町は大体、芦屋町は町を挙げて学校教育に力を入れている現状の中で、社会教育、特に今問題になってますといいますか、進められてい

る生涯福祉を推進する拠点の一つとしても、やはり図書館というのは重要な位置といたしますか、場にあると思います。このような蔵書の予算、特に町長もこの数字を見ていただいて、本来なら町長に図書館の登録者になっていらっしゃるか、後でまた個人的にお尋ねしたいと思っておりますが、そういうふうに必要な場として、このような蔵書の予算では、生涯学習に対する町の姿勢が問われていると私は思っています。図書館の位置づけを明確にさせていただき、専門性の高い歴史資料館同様、司書などのあり方などを再検討していただいた上で、重要な社会教育施設としていま一度見直しをしていただきたいと思います。今ある施設の中で機能を充実させて、利用者の増加を図るためにも、また、今現場では大変頑張っていると思います。本当に私もこの数年間で図書館が前の図書館と全然イメージが違って、明るく広く感じるようになりましたが、そのように現場の方々との密接な協議を重ねていただき、早急な改善を求めます。館長である教育長にそのことについて見解をいただきたいと思っております。

○議長 本田 哲也君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

図書館、まして読書の大切さにつきましては、もう言わずもがなだというふうに思っています。生涯学習の拠点というのは確かにそのとおりだろうと思っております。芦屋町の図書館のスペースの問題等から、先ほどもありましたように、キャパシティーとしては限界に近づいていると思っております。従って、よその図書館の広さと競って、本をたくさん集めればいかという話でもないだろうと考えます。確かにニーズに応じた本をそろえるということは重要なことですのでございますから、その点につきましては、先ほど課長が答弁いたしましたように、いろんな関係使ってニーズ調査をやっていく中で、ニーズに合った本をそろえますが、もう一つ大事なことは、広域化している視点も一つ大事であろうと思っております。そうなりますと、例えば、芦屋は芦屋独特のやっぱ図書館経営があってもいいのではないかと。ある意味では専門図書をそろえる。一つの例といたしまして、例えば釜の里だとか、そういう専門性、かつての歴史のあるいろんなものがあると。そういうのをよその町にはない特色ではないかと。そういうことを各町がそれぞれ、一般的にたくさん必要な本もそろえる中で、特色のある本をどうそろえていくか、このことも今後目指すべき方向だろうと私は思っています。その中で、それぞれのこの近隣の図書館の本を利用すると、皆さん方が利用していただくと、そういう姿勢もお願いしたいなと思っておりますのでございます。

それから、これは子どもたちにとりましては、先ほどからも課長が申しましたように、豊かな感性だとか、思いやりだとか、表現力・創造力等を育てる上には大変大事な要素でございますから、今学校は積極的に朝の読書、それから読み聞かせのボランティアに出かけたりしております、それぞれ各学校が子どもたちに数値目標みたいなものをつくって、年間30冊とかいうような

ことも含めて積極的に取り組んでおりますので、そういう点では、生涯学習という観点から申し上げますと、子どもから大人たちの人たちまで、すべての人たちが本を読めるような環境については努力をしていきたいと、このように思っております。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

また現場の方でもいろいろ提案もさせていただきたいと思っております。

2番目に入ります。特別職の期末手当について、先ほど課長が根拠について、47年の12月議会でいわゆる条例改正されたと、20%、その後は何年とおっしゃいましたかね、ちょっと聞き漏らしましたので、そのことを先にお尋ねします。

○議長 本田 哲也君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

次の加算措置が行われましたのは平成12年の12月議会でございます。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

この加算割合というのが、ちょうどきょう私資料に提出させていただいてますけれども、これはもう各町ホームページなどで公表されてますので、わざわざ調査するというよりは、抜き出して比較して、そこに計算を最終的にしてるんですが、比較といいますより、ベース、先ほども言われましたけれども、年間トータルして、それぞれの部署のところで幾らもらうかということが、これが全部を示しているかということではございません。ですけれども、この加算割合というのが、私どももいただく身でありまして、実際私もこの3年間いただいておりますので、なぜその算定根拠あるいは算定基準などの計算をして、そして、これがおかしいと思ったら、もっと早くに議会内でも、議会でも提案すればよかったかなという反省を前提に申し上げておりますが、このことに関しては、資料にも、参考資料として添付させていただいてます西日本新聞で取り上げたということで、私もこの40%という数字だけは広報紙で認識はしておりましたが、本当その後怠慢していたということを反省しております。

それで、けさの新聞の西日本見られたかもしれませんが、県議会のことも出しておりましたが、この条例をつくったから出せれる、条例に基づいて出してるというよりも、その条例のもとになる法律は、あるいは根拠は何でしょうか、お尋ねいたします。

○議長 本田 哲也君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

それで、失礼しました、その点については確認しておりません。あくまでもこういう状況に至ったときの経緯を調べましたときの、国と県もそういう措置をしているということでございますので、あとまあ、今ちょっと、そういうもっと上位法ということがございましたら、それは確認してお答えしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

そのことも私どもも確認しようがございませんでしたが、ただ、こういう新聞による情報ということで申し上げますと、期末手当の加算に関して、国会議員というのは、国会法で一般職の国家公務員の最高の給料額より少なくない歳費を受けるというふうに定められているそうです。これに対して、地方議員は、あるいは、何ていいますか、特別職のことですけど、特別職に関しては、根拠となる法律はありませんと書いてありますね。これは記者の方が調べられたんでしょう。そして、これはそれぞれの地方団体、それも県であれば知事部局、市町村であれば市長部局で、その期末手当を加算する際に条例をつくって、それがずうっと慣例的に行われてきたんであろうと、そういうことが指摘されてるわけですが、特別突出しているから他町に合わせろとかいうことで私出しているのではなくて、本当に根拠のない、まさにけさほどからずっと、芦屋町の財政が逼迫している中で、この行政改革も平成8年からあり、この17年もされてます。そして、ボートの現状もるる毎日状況が厳しいという中であって、この事務事業の見直しも含めた中で、この件に関しては、内部では、あるいは報酬審議会の方では、この状況、加算割合について、少なくとも問題にされたか、あるいは、このことも含めた協議がされて現在にあるんでしょうか。

○議長 本田 哲也君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

報酬審議会でございますが、一昨年、昨年と2度続けて行っております。当然今の財政状況の中で、ある意味、報酬を下げるという目的ではございませんが、そういう状況を加味して報酬審議会に答申をしております。ただ、この分の加算率等については、厳密には審議の中では入ってございません。あくまでも報酬月額、そういった中身がどうかということでございますので、この加算率そのものはしておりません。

ただ、郡内で確かに、芦屋町を除きます3町は加算率が20%でございます。先ほど言いました、例えば、芦屋町は支給しておりませんが、今まで職員についておりました調整手当、これは他の3町は調整手当を四役に限りまして支給しておりました。芦屋町はこの点はございません。ですから、そういった意味で、若干各町のとらえ方があろうかと思えます。大体平均して、その調整手当分、職員はこのたび調整手当がなくなりましたので、地域手当の支給をしております。他の3町につきましては同様に、四役にもこの地域手当を出しておりますので、大体そこをざっとの計算でいきますと、他の町が20%の加算率であっても、その地域手当分を加味しますと大体他町と同様な水準というようなことであり、私どもはある程度そういった意味での郡内のバランスはとれているとの判断でございます。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

これまでの判断ですから、どうだったという追求をそんなに強めるつもりで言ったのではなくて、このことが報道機関によって知らされたということでは、当然いろんなところが、本来の支払い根拠をちゃんと町民に説明できるものであればそのことを続けていかれるでしょうし、ただ、私はこれだけの資料の中でしか言えませんけれども、まず、その根拠のない、やっぱり法的に根拠のない、よそもやっているから、あるいは慣例的にやられてたから、もう前のずうっと先代からやられているからというのではなくて、少なくとも一つ一つを吟味、何ていうんですかね、チェックする、見直しをするということでは、ちょっとそこら辺は問題があったんじゃないかなと思います。今後について、当然、税金ですから改善していただくようお願いします。

3月議会で、先ほど来言われてますけれども、賛成多数で可決された施設特別会計に3億7,000万円の不足金が生じたため繰入処理や、今議会で先ほど来出てます1億3,000万円の基金への積み立てなど、加えて、今議会にも出されております庁舎改修に向けた財源確保、このことははっきりしていない状況です。このように、特にこの数カ月以来、芦屋の財政が数字を見ても厳しい状況だということはもう皆さん周知のとおりですが、本当に町民にもこの間いろいろな痛み分け、負担を強いてきてる中では、私たち議員についても、当然自助努力を発揮しなければならないところですが、町長におかれましても、早々に報酬審議会などにこのことを諮問されて、審議していただくよう求めます。

次に、交際費についてお尋ねいたします。2回目の質問をいたします。

先ほど町長は、ほかよりも高いとは思わない、2003年5月には他町並みにいわゆる直しましたと、改善しましたと。私はどこにも、職員の弔事費がどこと比べてどうだということは言っ

ておりません。他町と比べてどうだということは申し上げません。

交際費が、一般質問の通告書に書いておりますように、町の公益性のために公益を図る、公益上の渉外費、いわゆる対外的な渉外費が交際費というふうに定義づけされている。その中で、こういう職員あるいは議員も含めてでしょうけど、こういう弔事費が果たして交際費に当たるのかなということを疑問視してお尋ねしております。交際費の定義を町長なりにどのようにお考えなのか、改めてお尋ねします。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

確かに厳密に言えばそうかもしれませんが、先ほど申し上げたように、こういう不幸なことがあってはならないんですが、当然職員であっても、どの課の職員であるということは当然予想はできません。また、議会でも同じことであります。不幸にして議員さんが実際亡くなったことがあるわけでありまして、そういうことを予想して、例えば旅費なりを予算上持ってくるということは、なかなか私は難しいことではないかというふうに考えてます。

そういうことで、各町でもやっぱり交際費の中から皆さんこういう場合については、不幸なことでありますけれども、例えば、香典を出したりとかいうことでされてるのではないかと考えてます。もうこれを、この基準だけ残しまして、じゃあ、ほかのこの科目で予算化をするにしても、予想が付きません。一切予算がないわけでありまして、じゃあ、そのために補正予算なんて当然できんわけですから、ただその中の予備費の中でじゃあ使うかどうかということがあります。ですから、慣例的にこういう形でどこの町も、やはり職員であったり、ほかの方いろいろあります、交際費から慶弔費で出る分があるわけでありまして、そういうときにはそういうところから出されてるんじゃないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

私は、予算に上げなければ何が起こるかわからない、それが交際費だと、それを求めるための質問した覚えはございませんが、町職員に関しましては、町の補助金の中に職員厚生会への補助金がございますよね。この中にも慶弔費が支払われるようになってるんですよ。だから、前回申し上げました、3年前の6月議会で、そういうふうに町の税金から、どっちからも出てるんですよ。このことが本当に交際費の中でいう、対外的ですから、芦屋町のちょっと見えるものと見えないものがありますが、少なくとも対象人員というのは外の方じゃないんでしょうかね。

それを申し上げております。

それと、見舞金とか慶弔費ですね、そういうのも当然相手が、芦屋町のために必要と思う、交際費を出すにふさわしい人であれば、慶弔費であったり、見舞金であったり、そういうことは当然されることに何ら異論はありません。そのようなことが明確に記されていないんですよ。芦屋町の支出基準に関しては、まず交際費の定義がございません。それと、交際費の支出基準は95%慶弔費のみです。あと、3町のところはまあお調べになってもらってもわかると思いますが、私の資料でも比較しておりますが、少なくとも懇親会、懇談会だとか、そういうものの項目を上げてあります。あとは公表して、それが本当に交際費かどうかということを町民が判断するだけでしょうけれども、そういう意味できょう資料を出しております。交際費が何なのかということは今後また十分検討していただきたいというふうに総務課の課長さんにはお願いします。

その中でも今回問題にしたかったのは弔慰金なのですが、芦屋町の改正された交際支出、交際費の支出基準というのが、弔事費についてということで項目を書いてあるんですよ。その中に、町執行部、四役の弔慰金と、あとはまた議会の議長の方の交際費の中で、支出基準として前任者の方の弔慰金がるる並べてあります。この弔事費と弔慰金の違いを教えてください。

○議長 本田 哲也君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

基本的には、同じ交際費の中の支出でございますので、性格的には同じでございます。ただ、当時、現職の教育長が亡くなられたときに、香典をとということで20万円実は支出いたしました。その際に新聞等で、香典が20万円、高過ぎるというようなご批判もございまして、私どもとしては、現職でそういう公務中に亡くなられたということを考慮したため、弔慰金という意味合いを含めまして20万円ということにしました。

当時、先ほど言いましたように、他町もそういう意味で弔慰金というのをつくってございましたので、他町弔慰金の例で、報酬の1カ月分だとか、10万円だとかということがございまして、そういう事例もありましたので明確に香典と分けようというようなことで、弔慰金という名称を使って新たに設けたということがございます。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

以前、町四役について、支出の項目のところには、その都度決定て書いてあったんですね。そのことで問題視されたということでは明確に一応事例をそのまま出したと。それで、よそは、岡

垣、遠賀が以前はしてましたけど、今やってないようですから、まあちょっと検討していきますということをお先ほど町長からいただきましたけれども、本来、本当にこの交際費が何なのかということをおいま一度吟味していただきたいということと、現職の議員であっても、前任者であっても、当然それなりの出費したい気持ちがわからないわけではないんですが、これはあくまでも税金を預かってる身として、これが本当に正当な、あるいは適正な支出、いわゆる必要だということであれば、それを弔慰金と弔事費の違いがはっきりわかるようにしていただいた上で、芦屋町の広報紙なり、あるいはホームページなり公表していただきたいと思います。

それで、具体的にホームページについての公表、いささかも障害がないと町長はおっしゃいましたが、私3年前も同じことを聞いたんです。そしたら、総務課長は、ホームページは、町民ではなくて、外からの芦屋町を知りたい方への窓口なんですと。それをいただいたのを今でも脳裏に刻まれております。そうではないことはもうご存じだろうと思いますが、町民に対する説明責任をホームページで果たすということも大きな目的の一つだと思います。

それで、ただ出すことに何の問題点もないというよりは、いま一度本当に交際費として適切かどうかを吟味した上で、なおかつ、個人的なプライバシーの問題もありましようが、でき得る限り、情報公開条例などで公表が別な形で公表を受けるということもできるように、よろしくご協議いただくように、最後の質問として終わりたいと思います。課長、よろしくお願いします。

○議長 本田 哲也君

その前にちょっと私の方から、岡議員、議長交際費とありますが、これは議会交際費でありますので、その辺はご存じだと思います。それと、支出を私の責任で出せるということでございますので、この慶弔費の問題につきましても、私一存でしているわけではございません。もうご存じだと思いますが、全員協議会で取り決めたとおりの支出基準にのっとりやっております。岡議員の今の質問の趣旨よくわかりますので、議会といたしましても、今後、全協等々でその辺については協議したいと思っております。

それでは、町長。

○町長 鈴木 清吾君

では、私の方から、もう時間が過ぎて、議長が言ってるんで、私が言う立場にありませんからあれなんですけど、時間過ぎてますけどお答えします。

弔慰金については、もう私今明言をして、廃止しますということを申し上げて、ほかの町でもしておりますから、弔慰金は廃止しますと。

それから、ホームページについては、何ら支障はありませんから、どんどん出してくれということをお総務課長に申し上げます。ただ、先ほどから交際費の件は、先ほど職員の厚生会のお話されましたけども、確かに厚生会に一部町の助成がありますが、それはあくまで町の厚生会であり

ますから、我々としては、もちろん私個人で、芦屋町鈴木清吾と書きません。ただ、鈴木清吾という個人でも行きますが、やっぱり職員が亡くなって、芦屋町として、これは法人格です。法人格を認められた芦屋町としての、これ単なる芦屋町として香典を、今までもあるんですが、あった場合に、やっぱそれは私必要ではないかと思います。ただ厚生会だけで、芦屋町としてはだれも知らん顔ということでは、やっぱり遺族の方に何のためにやっぱり奉職しとったのかなということと思われるんじゃないかと思うんで、大きなお金じゃありませんから、芦屋町と書いたやっぱり香典は、職員のみならず、いろんな方々には芦屋町としての弔意を示すためにはそういうものが私は必要じゃないかというふうに考えてます。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

以上で、岡議員の一般質問は終わりました。